

金融庁におけるサステナブルファイナンスの推進に関する足元の主な取組

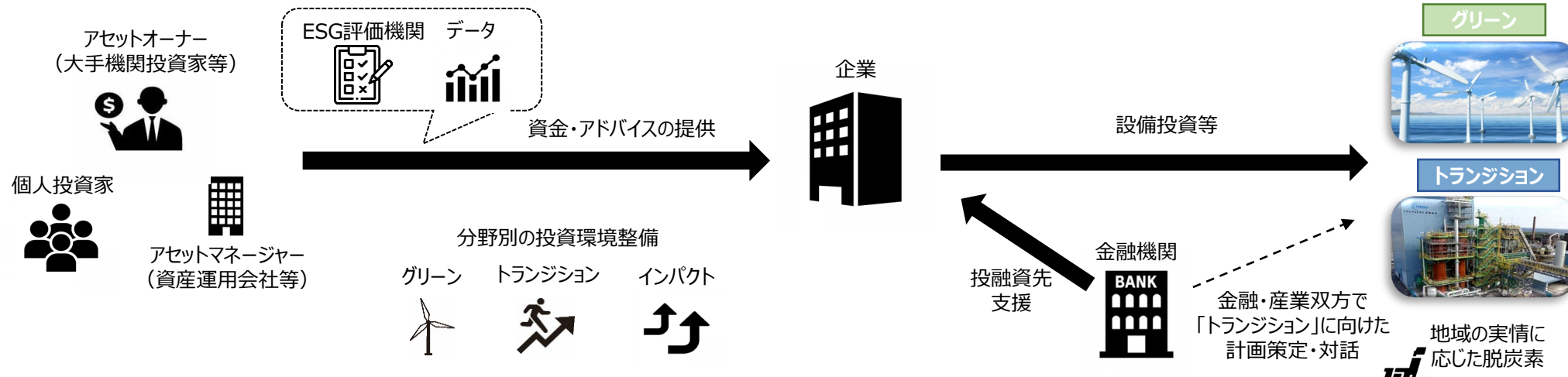
- 気候変動等の社会・環境課題の重要性が増す中、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）を更に推進する。

市場制度の整備

- 金融審議会で、本邦におけるサステナビリティ開示の実施時期や対象、保証のあり方等について議論
- 「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（22年12月策定）を踏まえた対応状況等を把握し、更なる対応の可否等を今後検討

幅広いステークホルダーへの浸透

- 幅広い投資家への投資機会の拡充に向けた、投資家の特性等を踏まえた投資機会のあり方等について、サステナブルファイナンス有識者会議で報告書を公表



分野別の投資環境整備

- 政府全体でGX2040ビジョン等が策定される中、関係省庁と連携し、指針改訂等を通じ、トランジション・ファイナンスを推進。国際的にも、「アジアGXコンソーシアム」を通じて発信
- インパクト投資の「基本的指針」を策定（24年3月）し、データ・指標、投資手法、地域の事例等につき官民協働の「インパクトコンソーシアム」で議論

脱炭素に係る取組

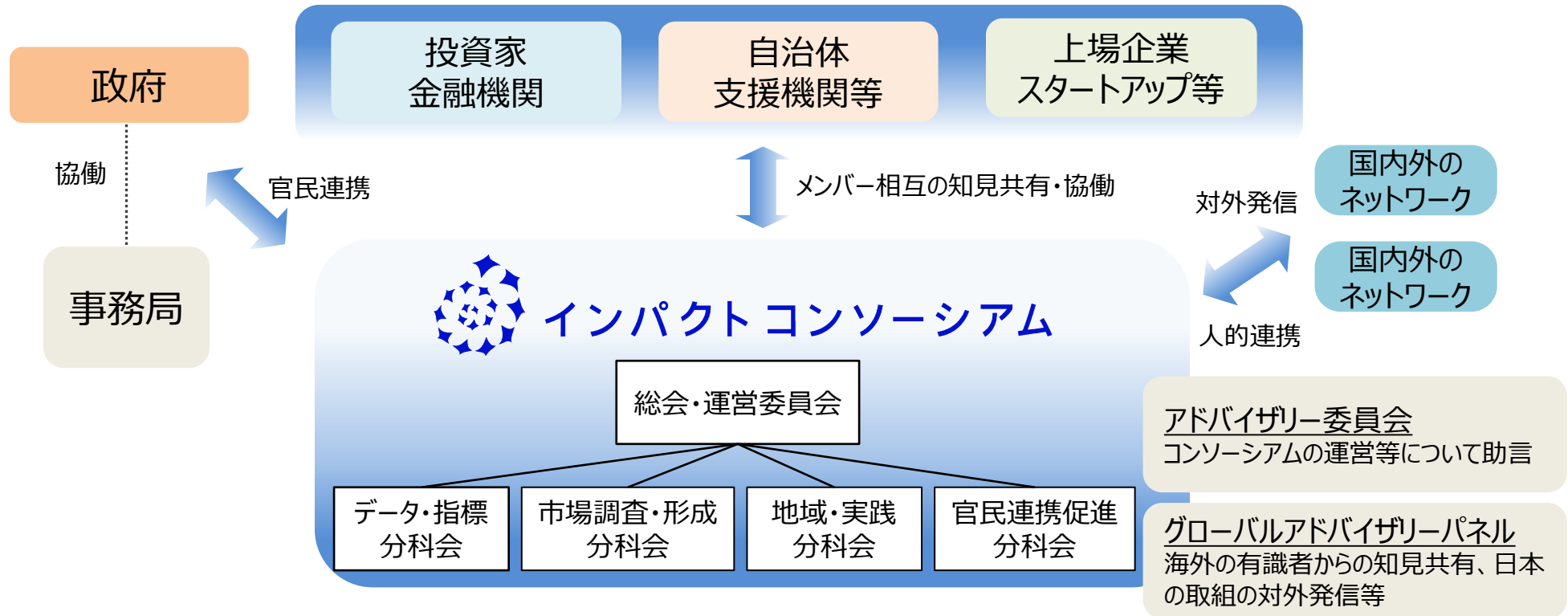
- 金融機関における気候変動対応についての基本的な考え方（「ガイドンス」）を策定（22年7月）。金融機関における気候関連金融リスク管理、顧客の気候関連のリスクへの対応を支援する取組等を体系的に確認し、報告書を公表
- カーボン・クレジット取引の透明性・健全性等を確保する取引インフラや市場慣行のあり方等について、「検討会」で報告書を公表

(参考) サステナブルファイナンスの推進に関する取組の全体像

		2024年7月までの取組の進捗	2024年7月以降実施された/実施予定の取組
市場制度の整備	企業開示	■ サステナビリティ開示基準の草案の提示(24年3月)〔SSBJ〕 ■ 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWG」の設置(24年3月)	■ サステナビリティ開示基準の最終化(25年3月)〔SSBJ〕 ■ サステナビリティ開示の実施時期や対象、保証のあり方等につきWGで議論
	データ基盤	■ 温室効果ガス排出量データの把握・開示の拡充〔投資家・企業等〕 ■ 国際的データプラットフォームによる試行的なデータ提供〔NZDPU〕	■ 官民関係者によるデータ整備のあり方等に係る議論等 ■ 国内の制度整備の状況を踏まえ、NZDPUのデータの拡充に貢献
	評価機関	■ 「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」の策定(22年12月) ■ 評価機関26社、データ提供機関16社が行動規範に賛同(24年12月末時点)	■ 行動規範に賛同したESG 評価・データ提供機関における態勢整備の状況等について実態把握、更なる対応の可否等を今後検討
関係者への浸透		■ サステナビリティ投資商品のあり方につき「ダイアログ」で議論「ダイアログ」の「対話から得られた示唆」の公表(24年7月)	■ 投資家の特性等を踏まえた投資機会のあり方等につきサステナブルファイナンス有識者会議で報告書を公表(25年6月)
分野別の投資環境整備	グリーン	■ 国際原則との整合に向けたグリーンボンド等ガイドライン等の見直し〔環境省〕	■ グリーンボンド等ガイドラインの改定(24年11月)、「グリーンプロジェクトに寄与する事業の考え方」の公表(25年5月) ■ グリーンファイナンス市場の中長期的な発展に向けた報告書を公表〔環境省等〕
	トランジション	■ 「GX推進戦略」(23年7月)、「分野別投資戦略」の公表等(同年12月)〔経済産業省等〕	■ 「GX2040ビジョン」の策定(25年2月)〔経済産業省等〕 ■ 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」の改訂(25年3月)〔経済産業省等〕
	インパクト	■ 官民連携の「インパクトコンソーシアム」の立ち上げ(23年11月) ■ インパクト投資の「基本的指針」の策定(24年3月)	■ インパクト投資の地域の取組事例や投資手法につき「インパクトコンソーシアム」で議論・とりまとめ(25年6月)
	ソーシャル	■ 「ソーシャルボンドガイドライン」(21年10月)、「指標例」の公表(22年7月)〔金融庁等〕	■ 民間当事者での発行の実務拡充等
脱炭素に係る取組	金融機関のリスク管理	■ 金融機関における気候変動対応についての基本的な考え方(「ガイドンス」)の策定(22年7月) ■ シナリオ分析の試行的取組を実施し報告書を公表(22年8月)	■ 「気候関連リスクモニタリング室」の設置(24年8月) ■ 金融機関における気候関連リスク管理、顧客の気候関連のリスクへの対応を支援する取組等を体系的に確認し報告書を公表(25年6月) ■ 第2回シナリオ分析を実施し報告書を公表(25年6月)
	国際展開	■ 23年6月に発足した「GFANZ日本支部」等も通じた本邦からの発信〔大手金融機関等〕 ■ 「アジアGXコンソーシアム」キックオフ会合の開催(24年3月)〔金融庁、経済産業省等〕	■ 「アジアGXコンソーシアム」の設立(24年10月)、トランジション・ファイナンスの国際的な推進に向けた更なる議論 ■ 第2回AZEC首脳会合での共同声明(24年10月)
	地域GX	■ 地域企業への支援策の浸透等〔地域金融機関等〕	■ 地域金融機関等向けの説明会等を通じた、関係省庁と連携した補助事業の展開支援(25年3月)等
	カーボン・クレジット市場	■ 取引所での市場取引の開始(23年10月)〔東京証券取引所〕 ■ GX推進戦略やGXリーグにおける議論の進展〔経済産業省等〕 ■ 「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」での議論の開始(24年6月)	■ 「GX2040ビジョン」の策定(25年2月)、排出量取引制度の詳細を定めるGX推進法の改正(25年5月)〔経済産業省等〕 ■ カーボン・クレジット取引の透明性・健全性等を確保する取引インフラや市場慣行のあり方等につき検討会で報告書を公表(25年6月)

インパクトコンソーシアム

- インパクト実現を図る経済・金融の多様な取組みを支援し、**インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進**していくため、**投資家・金融機関、企業、NPO、自治体等の幅広い関係者が協働・対話を図る場**として、23年11月、官民連携の「**インパクトコンソーシアム**」を設置（2025年8月末で計428法人等が参画）。
- 運営については、官民連携の場として政府から支援を行いつつ、参加者の自主的な課題設定・議論を旨とし、投資指標や事例、対話・支援手法等の産金間の実践上の知見・課題の収集・発信を中心としつつ、インパクト実現の取組支援につながる幅広い事項に係る議論を行う。また、必要に応じ、政策発信を含む対外メッセージの発信等を検討していく。
- 各分科会において、**投資時に活用できる指標・データの整備、投資手法やインパクト評価を企業価値向上につなげる企業戦略のあり方、地域における官民連携の促進やインパクトを考慮した事業評価の視点**等について、市場関係者の多様性と自主性に留意しつつ、議論を積み上げる。



インパクトコンソーシアム 各分科会の昨年度成果と今年度方向性

1. データ・指標分科会

テーマ：インパクト企業及び投資家がインパクトの測定・管理に活用できる実践的なデータ・指標の整備のあり方

〔昨年度の成果物の内容〕

- ・ インパクトの測定・管理に活用可能な[国内外の指標一覧・データベースの整理](#)
 - ・ インパクト創出を意図する企業・投資家において[関心の高い課題分野の特定](#)（※）、当該分野に係るデータ・指標の整備に向けた[課題の整理](#)
- （※）気候変動・生物多様性、健康・医療、インフラ整備・都市開発

〔今年度の方向性〕

- ・ [関心の高い分野のインパクト指標・データ・事例の整理、インパクトデータベースの案内板の活用](#)に向けた議論

2. 市場調査・形成分科会

テーマ：特に投資実務が定まっていないとされる上場企業へのインパクト投資手法のあり方

〔昨年度の成果物の内容〕

- ・ [インパクト及びインパクト投資の定義・考え方、インパクトに取り組む意義・メリット](#)の整理
- ・ 上場企業へのインパクト投資に係る[課題へのアプローチ](#)の紹介
 - [多角的に事業を営む場合](#)のインパクトの[特定・測定・管理](#)
 - インパクトの[開示](#)、企業と投資家間の[対話](#)
 - [アセットオーナーによるインパクト投資](#)

〔今年度の方向性〕

- ・ [インパクトの評価・開示等に関する事例研究・知見共有](#)

3. 地域・実践分科会

テーマ：地域のインパクト企業・金融機関等のケーススタディやフィールドワークを通じた、地域におけるインパクト投資の機運醸成・裾野拡大のあり方

〔昨年度の成果物の内容〕

- ・ 地域内外の幅広い関係者間での[共通理解を得る方法論](#)や、[インパクトを事業評価に加味する視点](#)等の整理

- ・ 地域における[取組事例集](#)

〔今年度の方向性〕

- ・ [地域におけるインパクト投資に係るファイナンス手法](#)の事例共有・議論

4. 官民連携促進分科会

テーマ：地方自治体とインパクトスタートアップの連携による社会課題の解決の促進に向けた課題の構造化や課題解決の方向性と手法の検討

〔昨年度の成果物の内容〕

- ・ 地方行政におけるインパクトスタートアップのソリューションの活用に向けた[官民連携のノウハウ・事例等の情報を集約](#)
- ・ [今後の事例創出に繋げる](#)ことを目指して、[官民連携に資するノウハウや手法の普及・活用促進方法](#)を検討

〔今年度の方向性〕

- ・ 「実践ガイド」を踏まえた[自治体とスタートアップの連携の促進](#)

アジアGXコンソーシアム

■ 目的：

- アジア地域が世界の温室効果ガス排出量の約半分を占めていることや今後の経済成長の見通しを踏まえると、世界の脱炭素化に貢献し成長機会を取り込むためには、アジアにおけるグリーン・トランスフォーメーション（GX）投資を推進していくことが重要
- こうした観点から、アジア地域において、企業の脱炭素への移行の取組を支援するファイナンス手法であるトランジション・ファイナンス(TF)を推進すべく、金融庁とASEAN金融当局が主導し、アジア開発銀行、グラスゴー金融同盟(GFANZ)及びアジアで活動する金融機関等の参画を得て、アジアにおける事例等をベースに実務的な議論を行い、具体的な手法の形成や案件組成に繋げていくための枠組みを構築

■ 経緯：

- 令和6年3月13日：キックオフ会合を開催
- 同年10月2日：「ハイレベル会合」を開催し、コンソーシアムを設立

✓ Japan Weeksの一環としてグローバルな関係者に向け発信

✓ これまでのテクニカルミーティングでの議論を事務局でとりまとめた「The Working Paper Regarding Practical Approach to Transition Finance in Asia」（ワーキングペーパー）を公表

- 同年10月22日：ACMF（ASEAN Capital Market Forum）20周年の式典にて、本コンソーシアムの設立が歓迎

■ 10月2日ハイレベル会合における主なメッセージ：

- アジアにおけるTFの拡大は世界の脱炭素達成のために重要であり、地域における大きな投資機会ともなる
- コンソーシアムでは、アジアにおける多くの国・地域を巻き込みながらTFを推進する観点から、アジアの文脈を踏まえて議論を行っていく
- アジアにおいては、排出目標に現時点では未整合だが整合するために所要の取組を行っている企業への資金動員が特に重要
- TF案件を経済的に実現可能なものとするうえで、官民金融関係者がリスクを共有するブレンデッド・ファイナンスは重要。様々な手法・関係者が存在する中、コンソーシアムは、アジアでこれらを調整するハブとしての重要な役割を果たしていく

■ 参加者：

金融庁・ASEAN金融当局（※）・ADB・GFANZ・アジアで活動する金融機関(MUFG・SMFG・MHFG・JBIC・DBJ・JICA、野村證券、大和証券、日本生命)等

（※）ASEAN金融当局は、ACMF及びWC-CMD（Working Committee on Capital Market Development）の協働参加。コンソーシアムでのアジアの金融当局や民間金融機関との連携を通じ、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）等の取組にも貢献



ハイレベル会合（令和6年10月2日実施）の様子

カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会 報告書（概要）

- **カーボン・クレジット**は、脱炭素の取組へのインセンティブの付与等、**2050年カーボンニュートラル実現において重要な役割を担う**ことが期待されている。2026年度からの排出量取引制度の本格稼働を契機として、より一層の**取引の拡大・多様化**が見込まれる。こうした状況の下、他の金融資産同様、**カーボン・クレジット取引の健全な発展のためには、その透明性・健全性（Financial Integrity）の向上による投資家保護の確保**が重要。
- こうした観点から、2024年6月より本検討会を開催。金融界を中心とする関係者へのヒアリングを通じて把握されたカーボン・クレジットの取引実態等を踏まえ、**取引の透明性・健全性の向上において重要と考えられる論点を整理し、2025年6月に報告書として公表**。

I. 足許の取引に係るストックテイクの成果

取引プラットフォーム、売買に係る仲介、組成支援、金融関連商品の組成、リスク管理、信頼性評価、テック活用等の実態・事例

II. 論点整理の骨子

1. 取引の透明性・健全性を確保する上での基本的事項

- ✓ 適切な情報開示、利益相反の防止、関係法令の遵守
- ✓ 取引参加者の知識・経験等の適格性
- ✓ 円滑且つ健全な市場形成に向けた実務の創意工夫・関係者間の連携
- ✓ 法的性質・会計上の位置付け

2. 取引仲介者・クレジット売主に関する事項

- ✓ 顧客属性等に応じた適切な商品説明・販売
- ✓ 顧客本位の業務運営の確保
- ✓ 取引仲介者におけるリスク管理

3. 取引所・取引インフラに関する事項

- ✓ 登録簿の正確性の確保、公正な市場アクセス・取引の確保
- ✓ 取引所・決済インフラのリスク管理
- ✓ 取引の標準化（データ・契約書・商品設計等）
- ✓ デリバティブ取引に係る留意事項
- ✓ クレジット評価機関の透明性・公平性

4. クレジット買主に関する事項

- ✓ クレジット評価や保険サービスの活用のあり方
- ✓ カーボン・オフセットに係る情報開示のあり方（クレジットの性質等）
- ✓ 利用者の気候戦略におけるクレジットの位置付け